

平成20年12月9日（火）

○議長（中上良隆君）順番14、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民。この立場で2項目の質問をします。

最初の質問は、橋本市営住宅ストック総合活用計画について伺います。

23番議員から質問がありましたので、できるだけだぶらない質問にしたいと思います。

質問の第1は、市当局が本年7月に策定した橋本市営住宅ストック総合活用計画で、現在927戸ある市営住宅を372戸も削減し、555戸とする計画となっていることです。実に、40%もの市営住宅を廃止する。このことは、現代の社会現象は低廉な家賃の市営住宅の必要性がますます増加していることとあまりにも矛盾する計画となっていないのか、この点です。

今日の社会現象とは、貧富の格差の増大、派遣法の改悪などによる低賃金労働者の増加、離婚件数の増加など、市営住宅への入居を希望する市民が急増している実態を認識した計画なのか、私は理解できません。

そこで、質問は、市当局は何を根拠に40%もの市営住宅を廃止するのか、市民の納得のいく答弁を求めます。

質問の第2は、市営住宅の修繕計画についてです。とりわけ、本計画で棟の集約計画団地となっている463戸の住宅修繕についてです。

最も古い住宅は、建築後50年が経過しています。最も新しい住宅でも、建築後36年が経過しています。単純に平均をすれば、建築後四十数年も経過しています。このことから、特殊なケースであると思われるが、ある住宅

で修繕を放置したことが原因でこの場で公表しにくい事態が発生いたしました。この住宅は今月中に修繕を実施していただけるとのことですが、私はこのような事態を二度と繰り返すことがないように、住宅修繕予算の増額を強く求めたいし、抜本的・本格的な市営住宅修繕計画を策定することを求めたいと思います。

第3の質問は、ボランティア修繕について伺います。

ボランティア修繕とは、市当局に修繕に必要な材料を提供いただき、ボランティアで修繕を行うものです。本年6月議会で、市長の決断で30万円ではありますが、予算がつきました。また、議会承認もいただいて、10月から畳部屋の床修繕や玄関の壁のベニヤ板の張り替えなどを実行しています。現在、3戸で畳部屋の床修繕、4部屋と2戸の一部、壁ベニヤ板の張り替えを実施したところです。

そこで、今後ボランティア修繕を推進する点で提案をいたします。予算が材料費に限定していることを少し柔軟に対応できないかということです。手袋やマスクの購入、消耗品であるのこぎりの刃の購入など、公費で購入できないのか伺います。

2項目めの質問は、橋本市水道ビジョンについて伺います。

質問の第1は、橋本市水道ビジョンの概要について伺います。

質問の第2は、本事業の総事業費は約100億円が必要と聞く。このことから、事業計画の中に水道料金の見直しが期待されている。現在の橋本市の水道料金は、県下の自治体の中で3番目に高い水道料金となっていることから、計画はよいが、これ以上の水道料金の

引き上げは困ると、市民の中から多数出されることは間違いないと考える。

そこで、質問は、本計画を実行する上で、水道料金をどのように考えているのか、伺います。

質問の第3は、水道水源一本化の問題で、高野口町の住民の中に、高野口町のおいしい水を飲み続けたいとの声がある。この点で、科学的にどのような違いがあるのか。また、関係住民に行政は説明責任をどのように果たすのかをただし、1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君） 3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君） 富岡議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、橋本市営住宅ストック総合活用計画で、現在927戸ある市営住宅の管理戸数を372戸削減し、555戸とするストック計画については、橋本市長期総合計画基本構想に示す人口フレーム等をもとにし、過去の国勢調査値の傾向から、世帯数及び持ち家、民間借家等の推計値を算出し、市営住宅の将来必要戸数を推計しました。

格差社会という言葉に代表される社会情勢により、議員のご指摘のとおり、低所得者が増大していることは事実です。

これについては、公営住宅法平成21年度適用の法改正があり、入居収入基準等が見直されております。

その中で、大きな改正点の一つとして、入居収入基準が月額所得20万円から15万8,000円に引き下げられました。これは、所得水準が全国平均で25%に満たない世帯の所得が下がったことによるものです。このように、公営住宅法にいう低所得者とは、あくまでも全国世帯の4分の1以下の世帯であり、その

方々が対象となるものです。

2点目の質問につきましては、市営住宅の修繕は、限られた財政状況の中で、緊急性及び必要性のあるところを優先的に行っておりますが、古い住宅も多く、今後個々の住宅状況を十分把握しながら、修繕及び維持補修等に努めてまいりたいと思います。

3点目のご質問につきましては、真土住宅のボランティア改修に対し、大変ご尽力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

ご質問のボランティア改修に伴う必要消耗品等の材料支給につきましては、要望項目により検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君） 上下水道部長。

〔上下水道部長（上田敬二君）登壇〕

○上下水道部長（上田敬二君） 次に、橋本市水道ビジョン（案）についてお答えいたします。

まず、1点目の橋本市水道ビジョンの概要を申し上げます。

橋本市水道ビジョン策定の経緯についてですが、厚生労働省は平成16年6月、国の水道ビジョンが作成され、平成17年7月、水道事業体の地域水道ビジョンの作成を奨励されました。これに基づき各水道事業体は、平成20年ごろまでに策定するよう指導がありました。

本市水道事業は、平成18年3月1日の旧市町の合併に伴い、新橋本市として橋本水道と高野口水道の暫定認可を受け、2水道事業を経営しております。これら2事業を統合し将来の水道事業のあり方を示すとともに、新たに水道法に基づき厚生労働省の認可を受けるために本市水道ビジョン（案）を策定いたしました。

本市水道事業の目指すべき方向としては、上位計画であります長期総合計画と整合を図

り、五つの基本方針であります、安心・安定・持続・環境・国際を掲げ、総合的な視野に立ってそれぞれの施策を推進していきます。

対応する施設整備事業につきましては、平成21年度から平成37年度までの17年間の事業期間に、粒状活性炭設備や紫外線消毒設備などの施設改良、京奈和自動車道側道配管布設、簡易水道統合、緊急遮断弁設置、配水施設等の耐震補強、送配水管等の経年管更新、機械・電気設備更新事業等を計画的に行います。

次に、2点目の総事業費100億円に対し、現行料金で実現できるかについてですが、先ほどお答えいたしました施設整備事業を実施する経費として、約99億8,600万円の事業費を予定しており、この財源は主に国庫支出金、負担金、繰入金、補償金、及び企業債と内部留保資金をもって充てることとしております。

これらの事業を行っていくには、現在の料金では到底達成することが困難であり、事業実施に伴う減価償却費や企業債借入れによる支払い利息等を見込むと、料金総収入額で現行料金の約15%の引き上げが必要となります。

しかし、今回の水道料金の改定は、旧橋本水道の料金体系への統一のみとしており、橋本水道料金に統一した場合で、年間約2,100万円増、1.6%の収入増加としかありませんが、今後も経費節減に努め、料金への転嫁については最小限になるよう資金計画を立ててまいります。

次に、3点目のおいしい水を飲み続けたいということについてお答えいたします。

一般的に、おいしい水の業務指標とは、カビ臭から見たおいしい水達成率・有機物濃度水質基準比・塩素臭から見たおいしい水達成比率の三つがあります。

この三つの指標による橋本水道と高野口水道との比較においては、あまり差がありませんが、

どちらかといえば高野口水道のほうが数値的にすぐれております。

特に、水源の違いによる有機物の増減は、残留塩素濃度に影響を及ぼし、水温についても井戸水のほうが年間を通じて安定していることから、おいしいと感じられる方が多いのかもしれませんが。

味覚も個人によって差異がありますが、いづれにいたしましても水道事業者としては可能な限りおいしい水の供給に努めてまいります。

なお、合併協議会で決定された事項として、施設の効率化を図る観点から二つの水源を紀の川の表流水に一本化し、橋本市浄水場から高野口の東部配水地までの間を京奈和自動車道側道に送水管を布設すべく、現在工事を進めております。

さらに、一本化の理由として、効率以外に井戸水においては、地震等による水脈の変化による水量不足や水質の変化の恐れがあることから、これらの不安解消と、安全・安心・安定・持続といった水道事業の追求すべきテーマからも一本化すべきであると判断しております。ご理解のほどよろしく願います。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問をしたいと思います。

まず、橋本市営住宅ストック総合活用計画についてですが、答弁では、簡潔に言えば、人口が減少すると。だから、市営住宅も削減するということですが、全員協議会でこの説明を聞かせていただいたときに、そしてまたこのストック総合活用計画を見る限り、私の感想はですが、市営住宅も行革の対象にして、建築年度の古い住宅から順番に廃止を

していくと。修繕費が多額になる住宅はなくしたいと、大変わかりやすい機械的な計画となっているというふうに思うんですが、そうではありませんか。伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今、おただしの人口が減少するから市営住宅も削減するということでの質問ですが、これはそういうわけではございません。

まず、橋本市の人口フレームの中で総合計画の中で6万7,000人ということになっております。その中で、まず1世帯当たりの人員といいますのは、核家族の進行等、ライフスタイルの多様化等により年々減少、ともに世帯数は増大するというところで思っております。

まず、世帯数を平成29年度は2万4,275という世帯といたしまして、それに対しての持ち家、民家の借家、給与住宅、間借り、住宅以外の一般世帯、公営等の借家等をすべてパーセントで示しております。

まず、持ち家につきましては、平成17年度の国勢調査の中では2万2,725世帯ということで、平成29年の目標につきましては2万4,106世帯ということで考えております。これは今の実情、平成18年度の新築の個別住宅の新築の件数確認の件数といいますと、平成18年、19年でも約230程度の新築がされております。ということは、これに対してやはり世帯を持ってそこに入っておるということで、比較的橋本市は持ち家比率が非常に高いわけがございます。

そういった持ち家比率を計算しながら、あとは民間の借家等もすべて把握しながらこういった数値を出してございます。

だから、人口が減るからこれを下げるとか、行革の対象とかということではございません。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私、申し上げたいこと

は、演壇でも言いましたが、今日の社会現象であります。いわゆる派遣労働者など、年収200万円以下の労働者は実に全国では1,500万にも達しております。これは全労、すべての労働者の3分の1の方が非正規労働者なんです。とりわけ、青年と女性というのは、2人に1人がこの非正規雇用という状況があります。

少額な給料のために高い民間の家賃が払えないので、結婚できないと。こうした実態があります。また、平成19年度主要施策成果報告書で、結婚届が1年間で277件に対し、離婚届が131件と、これだけあるんです。単純計算では、実に47%の離婚率と、こういう現実もあります。

これら、今日の社会現象と言えらると思うんですけれども、これらの実態から低廉な家賃の市営住宅というのは、客観的には求められているということは明らかだというふうに思います。

このような社会現象について十分に考慮をしていただいて、橋本市営住宅ストック総合活用計画というものは策定されたのか、再度伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）大変難しい質問でございますが、まずこのストック活用計画の中でも、まず持ち家の中の方につきましても、高齢者の方がたくさんいらっしゃると思います。ほとんど年金をいただいた中で、こういった年収が月の平均が20万以下という方は、その持ち家の中でも多数はいらっしゃると思います。あとは、民間のアパートとかも入る方もおると思います。市営住宅につきましては、非常に古い建物もございまして、なかなか募集いたしましても倍率自身が2倍から3倍程度という過去の実績もございます。

こういった中で、まず住戸改善する団地に

つきましては、そういった実施計画に基づいた中で、改善をして人気のあるような住戸にしていきたいと思っております。

だから、この方たちがすべて市営住宅に入るという方向では考えておりません。

○議長（中上良隆君）この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、一番に言いたいことは、この927戸ある市営住宅を372戸も削減をして、555戸にしてしまうという、これはあまりにも乱暴な計画ではないかと。ちょっと立ちどまって考えるというか、見直しはできないのかと。この点を伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、このストック活用計画の中で、計画内容につきましては最低5年ごとに定期見直しを行うものとするということで、一応うたっております。

こういった国勢調査に基づきながらやっておりますので、また国勢調査の数値並びに持ち家の数字とか、いろいろな変わることがあれば、またこういった形で定期見直しを行うと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、第2の再質問なんですけど、市営住宅の修繕費の増額についてであります。23番議員もかなりひどいという状況を言われました。

入居者の皆さん、これは真土住宅です。修繕を求めるアンケートというのを全戸で取りました。その結果をもとにして、実態調査を実施していただいたと。住宅課の職員も調査に加わっていただいたと。

ここで、発見できたケースなんですけど、この方は営々と市営住宅使用料を滞納せずに支

払いをしながら、住宅の傷みがひどくて、住宅を使用できないで自分が建てた6畳のプレハブで生活していたという事実についてなんです。玄関を入りますと、玄関の要するにフローリングというんですか。そんないいものじゃありませんけども、そこに登れないんですよ。落ち込んでしまっているんですよ。床板が。床がもう見えた状態。台所も危なくて歩けない。台所は使用できませんと。また、トイレも全然使用できないというね。そんな物件を発見したんです。これ、家賃を支払いながら、市営住宅が使えない。そして、不幸なことにこのおたくで、母子家庭なんですけど、家族の人が他界をした。式場でなしに、この住宅で葬儀が行われたんです。公表できない事態がそこで起きたんです。たまたま私もボランティアで、この修繕に行っていたときのことなんです。何でこんなことが、ひどい状態が放置されているのかね。私はもうあえて本人のプライバシーもあるので、具体的な中身は言いません。副市長のほうにも、市長のところはわかりませんが、この実態は報告行っていると思うんですけどね。

これ、なぜこんなことになされたか。本人が修繕を言わなかったからということでは済まされないというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、議員ご指摘のやはり市の職員として絶えず住宅の管理の物件については絶えず見回るか、そういうことがひとつは怠っておったのかと思います。

なお、この物件につきましては、ボランティアの方々と一緒に回ったときに、そういった事態もあるということで、特に今回のボランティアの方々につきましては、主に和室の床を非常にお願ひしている物件もありまして、この場所につきましては、本人とお会いいた

しまして、すぐ修繕をかけて、一応この15日から修繕をかけるということになっております。

なお、こういった事態もありますので、やはり全体を見渡しながらすべて入居者の方と聞き、市といたしましても建物の状態とかも絶えず見ていく作業が必要かと思っています。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これ、紹介したケースというのは、ごくまれだと、もうほかにないというふうに信じたいんですけども、今部長、いっぱいあるとおっしゃっているとすれば、いや、部長の答弁じゃないですけどもやで、これは全戸30年、建築後30年から40年経過した物件については、すべて調査してくださいよ。

これはもう本当にひど過ぎます。やっていただけますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）調査をさせていただきます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）よろしくお願いします。

参考までに言いますけど、そんなに時間かかりません。真土住宅、85戸が入居されているんですが、どうでしょう、半日もあれば全部回れると思いますのでね。ああ、いや、ほかのところ全部やってやで。真土住宅もういいですから。よろしく願いをしておきます。

市営住宅のストック総合計画40%の市営住宅削減計画でありますけれども、これは当然機構改革を伴うというか、職員の削減ということについても考えられているのか、その点伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、原課といたしましては、このストックに基づいた計画の中の実施計画等、またそういった作業もあり

ますので、まず原課としては、今のところ削減ということは考えてはおりません。

なお、今後企画とのヒヤリングの中で通じながら、またそういったことも話し合いしながら進めたいと思っています。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）住宅課は、他の課に見られない、家賃収入から職員の給料を支払うということが行われております。

私は、この手法は正しくないというふうに思っているんですが、職員を削減してでも住宅の修繕費の増額を求めたいというそういう気持ちであります。

活用計画で、職員が削減されるということであれば、一つ提案があります。

それは大工を雇って、囑託になるのか正規になるのかわかりませんが、市営住宅の修繕を仕事にさせていただくと。これは、ボランティア修繕の経緯から見ても、十分効果的な提案であるというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）2点ほどちょっと言われました。

1点の建設部長が答弁した人員の削減の問題でございますけれども、住宅課の職員の削減については、そのストック総合活用計画と連動するものじゃございません。これは事務量に連動して削減なり、また考えていくものでございます。

今まで合併した中で、市営住宅の、高野口も橋本もありますけれども、その平準化ということでもかなり人を入れて頑張っていたいただいた一応経緯がございます。少し落ちついている中で、これからストック活用計画をどないしていくかという具体的なことをしていかなんこともございます。

そういうことと、開発指導の担当が住宅課

にございます。それにつきましても、ちょっと考えていかなければいけないかなという点がありまして、その辺については、検討していかなということでございますけども、住宅の戸数が減ったから、職員がすぐさま活用計画と連動して減っていくというようなことではございません。

管理の業務量が減ってきたら、減っていくような状況になりますけども、これからはストック活用計画の実施ということも含めて考えていかなければいけませんので、業務量に連動して、それから修繕費と連動したものではありません。それも加えて、修繕費が人件費と連動しているんやということで、人件費がようけい要るから修繕費が少ないということじゃございません。それは強く申し述べておきます。

それと、ボランティア修繕の件でございますけれども、大工、これを雇うということになりましたら、ちょっと身分保証の関係部もございます。そういうこともちょっと細かいことでございますけども、その辺も検討していかなければいけないという考えでございます。

それと、20年度でボランティア修繕というのを試験的に実施させていただいたということがございますので、その総合的な総括というんですかな。評価をした中で、今後どうなっていくかという考えていかなければいけないということでおりますので、これにつきましても、今までやってきたこととか、地元の予算、状況、それらを踏まえて検討していきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それじゃ、次の第3の再質問いきます。

これもボランティア修繕についてなんです

が、私もボランティア修繕のスタッフの1人として、これは日曜大工が趣味であること、もう一つ大きいのはメタボリックシンドローム、これを少しでも解消できたらとの思いで参加いたしております。

ボランティア修繕を推進する点での提案については、前向きの答弁をいただきました。この点はよろしく願いしておきます。

今一つ、ボランティア修繕の7人のスタッフから異口同音に聞こえてくることは、市営住宅を管理する職員がボランティア修繕の当日、材料を保管している部屋のかぎとクリーンセンターへ廃材を搬入するときに必要な用紙を届けて、瞬時にいなくなることです。当然、ボランティア修繕のスタッフは大工ではありません。どんな修繕を行っているのか、何も気にならないのか、私は不思議でなりません。

この点いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず初めに、ボランティア修繕の要望協議のときに、問題点の一つといたしまして、職員がつかなくてはならないかということで、協議をしておると聞いております。その協議の中で、大工の心得がある人がおるということの中で、その後1軒目の修繕内容を見た結果、床の修繕については立ち会いしなくても十分できるものと判断しておったということでもあります。

なお、床につきましても、私もあいている部屋を3箇所ほどいっぺん解体いたしまして、床の構造等を台所はこんな、和室はこんなというのを市のほうで一度解体してボランティアの方に見ていただいて、こういった方法があるということでお話しさせていただいたと思っております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これは、私、勝手に想

像しているんですが、常時ボランティア修繕の現場に職員が立ち会っていると、手伝わされるのではないかなど、こういう思いがあるのではないですか。そんなことありませんか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）そのとおりというわけではございませんので。大変信頼できる優秀なボランティアの方にさせていただいておりますので、そのようなことは一切思っておりません。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これ、申し上げたいことは、市営住宅を管理するこの当事者、ボランティア修繕でどのような修繕が行われ、どのような仕上がりかと。これ、写真提出しなさいという。写真だけじゃ、ちょっとわかりにくいと思うんですよ。これは、当然確認をする、私は管理課としては義務があるというふうに考えるんですが。お忙しいとは思っているので、手伝わされる可能性もあると思うので、仕上がりましたと。床、仕上げましたと。この段階で見ていただくというのは、いかがでしょうか。

幾つも見ただけでなくてもいいですよ。さっきちょっと違った答弁、部長したので、気になったんですけど、仕上がりを確認、一度もしたふうなことはありません。四つの部屋、3戸4部屋、床修繕やったんですが、入居者の方は大変喜んでくれているんですけども、ボランティアの1人として少し、はい、これでいいですと、ご苦労さんと、こういうふうに言っただけなら、安心してまた次に進めると思うので、この点確認したいと思います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）大変その点につきましては、ご迷惑をおかけしたと思っております。

まず、先ほどの手伝わされるお話につきましても、時間があれば少しでも手伝う気持ちで職員はおるように話を、また協議を求めていきます。

なお、修繕状況の確認につきましても、これもやはり現場途中と完成というのは、やはり管理する側の義務でございますので、徹底してこんなことのないような形で進めたいと思っております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）よろしく、あまり監視されると、また大変かとも思うんですが、その辺ひとつよろしく願いをしておきます。

それでは、ちょっと時間が。2項目の質問にしたいと思います。

橋本市水道ビジョンについてですが、それぞれの事業計画は必要なものであるというふうに考えるんですが、問題なのは演壇でも申し上げましたけれども、現在の橋本市の水道料金というのは、和歌山県下30の自治体で3番目に高い水道料金なんです。これは市民が負担させられていると。本計画を実行するためには、水道料金の見直しを行うという点なんです。これは15%程度とおっしゃったかな。引き上げらなというふうにおっしゃいましたね。これは間違いない？

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）この事業を消化しようと思えば、料金の総収入額で全体で15%の引き上げが必要となると、そういうことになります。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ということは、極論をすれば、この和歌山県下で一番高い水道料金を負担してでも、市民は橋本市水道ビジョンの実行を望んでいると考えないのか、伺います。

○議長（中上良隆君）富岡君、料金に関して

は条例に関しますし、控えていただけますか。

○3番（富岡清彦君）合併しての水道料金違いますから。新しい計画の水道料金です。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）この水道のビジョンにつきましては、ビジョンというのは、水道事業、今後のあるべき姿をあらわすことなんですけれども、並行して合併に伴いまして、現在橋本市水道事業、高野口水道事業、二つが現在存在しております。これを一本化するために、新しい橋本市水道事業として、認可変更の申請を現在行っております。中身についてはほぼ重なってきまして、それぞれ整合性を保ちながら事業計画を立てております。

その事業計画なんですけれども、基本的に現在の水道施設につきましては、拡張時に建設した基幹施設、基幹管道、これは着実に、いつか整備したのですが、確実に老朽化しております。該当施設の改修、あるいは耐震補強、更新の必要に迫られております。

加えて、今回の計画では、まだ現在給水区域に入っておられない山間部があります。そこについては、可能な限り給水区域に取り込むと。これと、国の指導もありまして、簡易水道につきましても、今回西畑・九重の二つの簡易水道ありますけれども、これも配水地までの接続管が連結次第、給水可能となりますように簡易水道の上水道への統合も計画しております。

もろもろの事業計画をしておりまして、特に現在高野口の配水地まで、真土浄水場まで水源を一元化するために、連絡管を年々布設しております。これについてもまだ相当長い年月がかかります。それまで、高野口水道につきましては、引き続き井戸水を使ってもらわなければならないということがあります。井戸水につきましては、非常に先ほどのお答

えさせてもらいましたように、おいしい指標では非常に橋本市の紀の川表流水よりもすぐれているんですけれども、ただ井戸へ入ってくる水は、制御、どうしてもすることができません。一度大腸菌等の耐塩素性の生物に汚染されますと、長期間給水ができないということになります。これらの対策として、旧来の高野口ではいろいろ検討されていたんですけれども、実現に至らなかった経緯がありまして、これにつきましては、紫外線の消毒設備を新たに設置すべく、現在厚生労働省と協議を進めております。

それと、真土の浄水場につきましては、カビ臭が最近発生するようになってきております。これの対応として、現在、粉末の活性炭を放り込みまして、取り除くようにしているんですけれども、さらに内容をよくするというところで、粒状活性炭を入れるための設備を計画しております。

これについても、実証実験等データを出して認可を受ける必要がありますので、それらのことも含めながら、現在厚生労働省と協議しております。

それらの主立った見出しだけを、現在ホームページ等で水道ビジョンの中で公開させていただいているところがございますので、ぜひこの事業については必要であると認識しております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）このインターネットでとれるので、ビジョンというもの一通り見せてもらって、非常に長いですね。ページ数多い。先ほどおっしゃっていただいたこと等は書かれているので、一通りは計画そのものについての一通りは理解したんですが、その水道料金の引き上げて、この料金云々と議長にとめられているのやけど、市民の暮らしに直結するものなんです。だから、それだけに

ビジョンを実行していく上で、圧倒的多数の市民の同意というものをやはりとった上で、進めていただきたいと思いますよ。

そういう圧倒的多数の市民の同意を得るといふ点では、全市民的な規模での説明会等の開催であるとか、そうした計画を実行していただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）先ほどから申しております、認可申請の件なんですけれども、これについては平成21年4月から新しい事業をスタートするという計画で、国と協議を進めております。それまでに、現在大滝ダムができるまで、紀の川の表流水の取水につきまして、暫定取水権という申請も行っております。これも期限がきております。

それと、これらの厚生労働省、国土交通省、両方の省庁とは協議、来年の春までに決めていかなければなりません。

そういう事務的なスケジュールがあるんですけれども、一方で市民の声を何とか反映できないかということで、11月からホームページでパブリックコメント等も募集しております。

それと、先ほどから各施設についてはかなり傷んできているということをお知らせしたけれども、今回の計画につきましては、長年の橋本市水道事業、あるいは高野口水道事業を行う上で、地元要望から水道をぜひ引っ張ってこないかという要望ですとか、あるいはもう簡易水道のことなんですけれども、簡易水道だけではちょっと維持できないのでというような話も既にかなり承っております。

そして、水道を将来どう考えているのかということで、地元で説明に来てくれよという話も幾つかありました。

これらについては、水道ビジョンについて

は、さまざまな事業を網羅しておりますので、内容によってかなり市民に認識できる部分、できない部分、できる事業、できない事業というのがあると思います。

したがいまして、該当する地域につきましては、あらかじめ既に先ほどから言っておりますように、説明に行っているところもありますし、これから必要な事業を進めるに当たって必要なところについては、上下水道部が地元に出向きまして説明等を行っていきたいと思います。

今回ののは、ちょっと日程との都合で全市民的な説明会等についてはちょっときついかないという感じがしております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）最後です。なかなか難しいということなんですけど、可能な限り全市民的な、全市民を対象とした説明会等を開催していただくことを強く要望します。

最後、大事な点なんですけど、この橋本市水道ビジョンというのが実行されたら、先ほどありましたね。活性炭処理ですか。これ、おいしい水を飲み続けたいとの市民の声に、これ実現可能なのか、最後、お尋ねします。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）真土浄水場には、活性炭、粒状、粒になった活性炭ですね。今、粉末なんですけれども、これ今設備を行います。

また、高野口の向島にあります高野口浄水場には、大腸菌の一種でありますクリプトスポリジウム、これに汚染されることを防ぐために、その菌が入ってきまして、不活性化をさせるために紫外線を照射するんです。紫外線の照射設備、これらもあわせてやっていきたいと思っております。

将来的には、水源が一本化ということで、紀の川の表流水になるんですけれども、カビ

臭をとるための対策として、今以上に効果があるということで、過日から国の指導に行っておりまして、実証実験を行っております。そのデータを持って厚生労働省の認可を受けることになっておりまして、これについては、要はおいしい水をつくるために、構造処理をするための現在作業をやっておりまして、事業計画もそれに合わせてやっておりますので、よりおいしい水を飲んでいただけたらと思っております。

○議長(中上良隆君) これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

○議長(中上良隆君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明12月10日午前9時30分から会議を開くことといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後5時21分 延会)